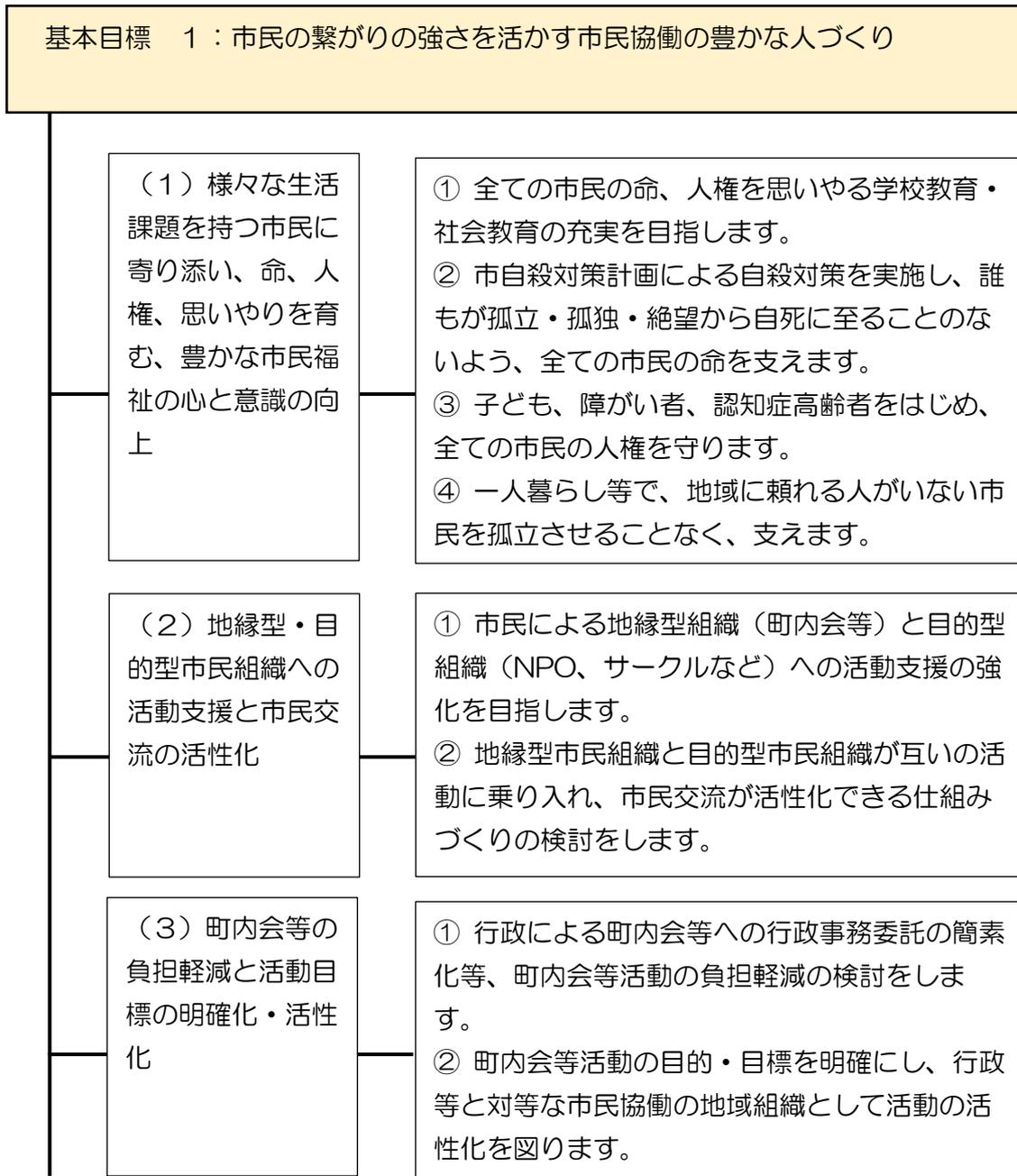
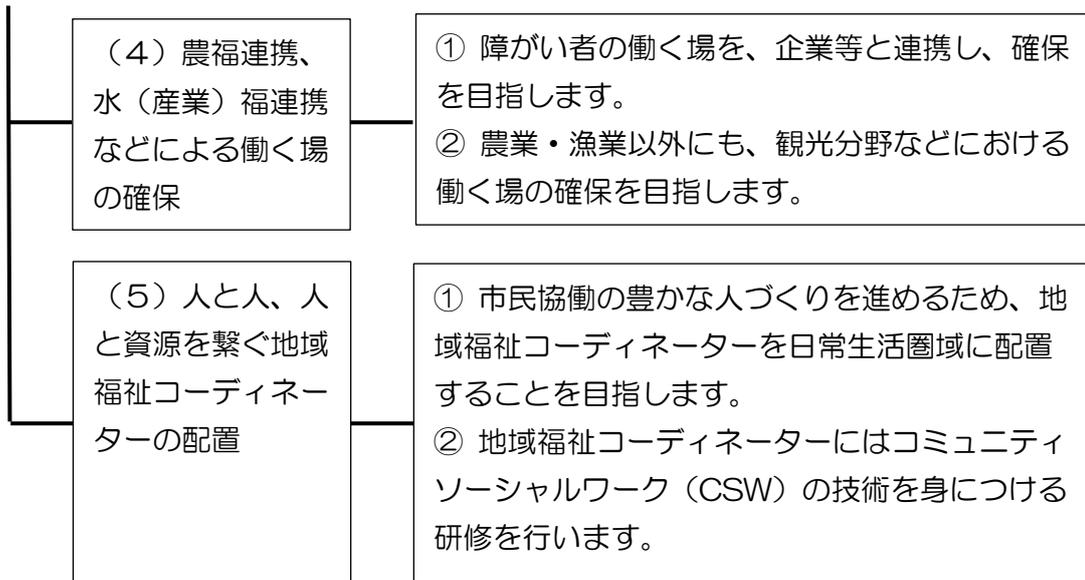


第4章 具体的な施策・事業

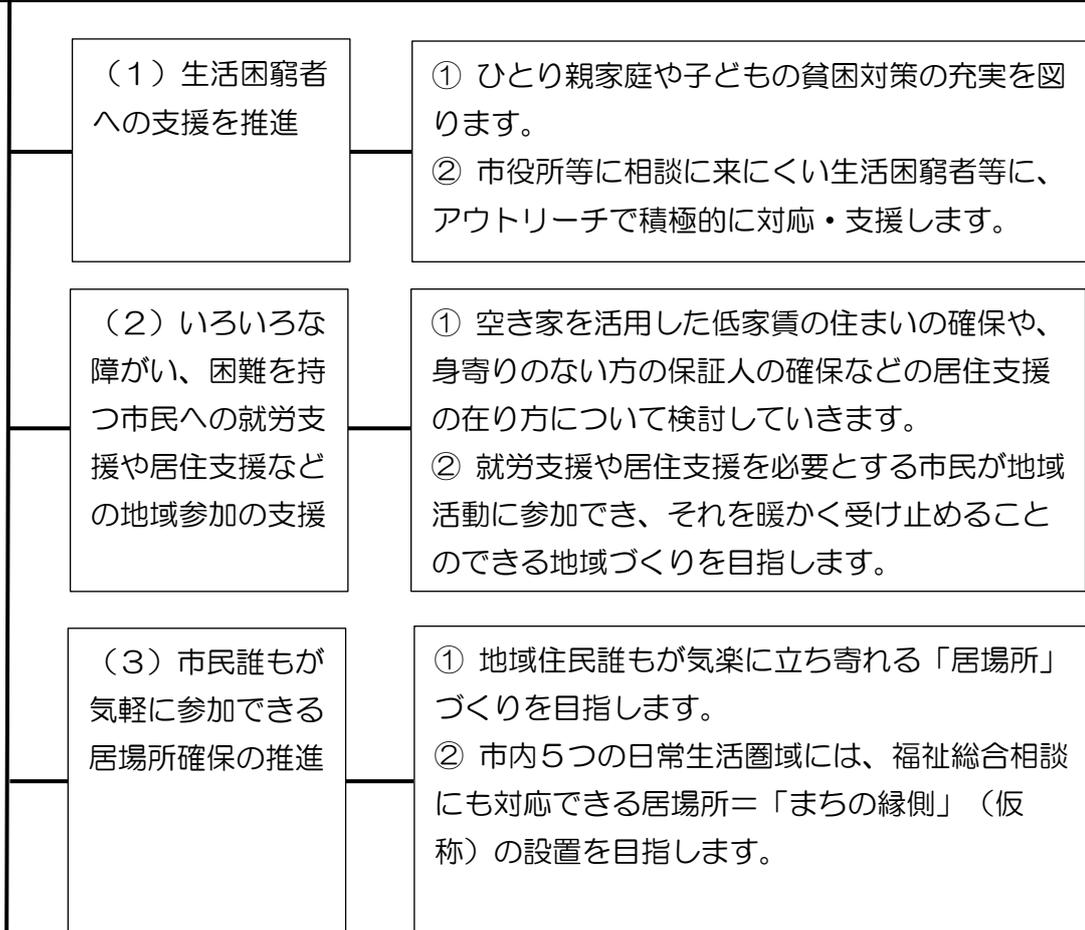
第1節 施策の体系

5つの基本目標を踏まえ、施策の体系を次のようにします。





基本目標 2：暮らしやすい生活環境のさらなる整備で、安全・安心な毎日を創り出す地域づくり



<p>(4) 災害時の防災・減災体制の一層の整備</p>	<p>① 避難行動要支援者支援体制を強化します。 ② 災害時の福祉避難所の円滑な運営体制を整備します。 ③ 災害発生時における市内社会福祉法人と地域との連携について検討します。</p>
<p>(5) 買い物・通院などへの移動支援の推進</p>	<p>① 「市街地循環バス」「買い物シャトルサービス」「予約制乗合送迎サービス」など、一層の利便性の向上を目指します。 ② 「館山市地域公共交通会議」は、地域住民の意見がより反映される体制づくりを目指します。</p>
<p>(6) 若者や移住者が暮らし続けられる子育て環境や働く場の確保の推進</p>	<p>① 農業、漁業、観光分野などで若者や移住者の働く場の確保を目指します。 ② 若者や移住者の住まい、子育て環境の確保を目指します。</p>
<p>(7) 耕作放棄地・空き家の増加・獣害の増加などの対策の強化による、地域環境の改善</p>	<p>① 耕作者本人、関係団体などと連携して耕作放棄地を減らす取り組みを検討します。 ② 空き家を放置せず、地域に活かしていく取り組みについて検討します。 ③ 鳥獣被害への対応の強化を目指します。</p>

基本目標 3：いろいろな“暮らしにくさ”に正面から向き合う
 サービス基盤づくり

<p>(1) 保健・福祉・介護の現場でCSW機能を展開できる専門職人材の養成・確保</p>	<p>① 保健・福祉・介護の現場で、積極的に活躍できる専門的な市職員の養成を目指します。 ② 保健・福祉・介護に携わる専門職としての市職員を確保するため、これらの職場環境の改善に努めます。</p>
---	---

<p>(2) 質の高い福祉・介護サービス基盤の整備</p>	<p>① 多職種・多機関が連携する質の高いサービス提供基盤の確立を目指します。 ② 市内福祉事業者に対する第三者評価の導入について検討します。</p>
<p>(3) 家族介護者、ヤングケアラーへの支援</p>	<p>① 障がい者・高齢者の家族介護者の負担軽減を引き続き図ります。 ② 市内の各学校等と連携し、ヤングケアラーの実態把握と負担の軽減に取り組みます。</p>
<p>(4) 子育て環境の整備、児童虐待への対応</p>	<p>① 未就学児の一時預かりや、安心して遊ばせることのできる子育て環境の整備を目指します。 ② 子育ての悩みを気軽に相談できるようにし、切れ目のない子育て支援を目指します。 ③ 子どもへの虐待防止を推進します。</p>
<p>(5) 孤立・孤独の解消、引きこもりの方への支援</p>	<p>① 孤立・孤独・引きこもりの実態を把握し、本人や家族が気楽に相談できる体制を整備します。</p>
<p>(6) 「生きることを大切に」、自殺を予防する取り組みの推進</p>	<p>① 市自殺対策計画（本計画第5章）を着実に推進し、命を大切にする取り組みを強化します。 ② ゲートキーパーを養成し、相談体制を強化します。 ③ 当事者本人や家族が立ち寄りやすい居場所づくりとして、市内5つの日常生活圏域に、福祉総合相談にも対応できる居場所＝「まちの縁側」（仮称）の設置を目指します。</p>
<p>(7) 高齢者・障がい者の権利擁護、意思決定の支援・保障への取り組みの推進</p>	<p>① 市成年後見制度利用促進基本計画（本計画第6章）を着実に推進し、当事者の権利を擁護する取り組みを強化します。 ② 市民後見人の育成体制の整備を目指します。 ③ 法人後見実施機関の設置を目指します。</p>

(8) 一人暮らし市民の終末期の看取り、死後対応への支援

- ① 一人暮らし市民の入院・入所の保証人、終末期の看取りなどについて検討します。
- ② 生活保護受給者以外の一人暮らしの市民が亡くなられた場合の葬儀や住まいの整理、残余財産の処分などの死後対応について検討します。

基本目標 4：多様な地域生活課題に応える包括的支援の仕組みづくり

(1) 「断らない」福祉総合相談支援窓口を市民の身近なところに設置する取り組みの推進

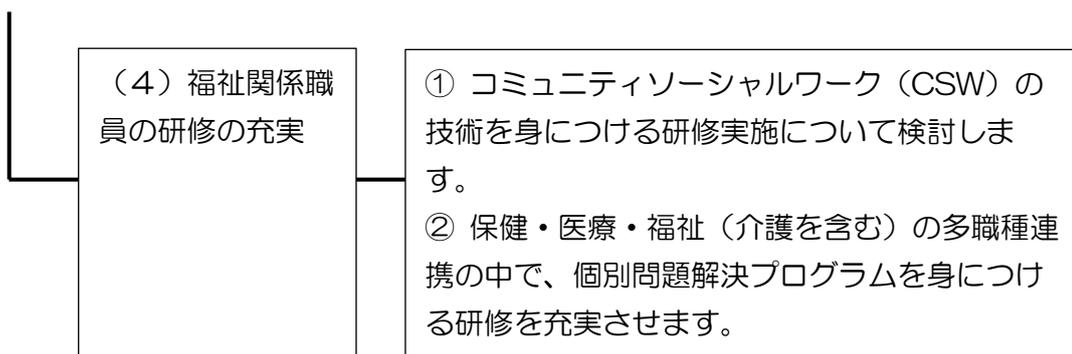
- ① 市民が気楽になんでも相談できる福祉総合相談窓口についての設置・整備に取り組みます。
- ② 福祉総合相談窓口は、市内多職種・機関と連携して、包括的で切れ目のない相談支援を目指します。

(2) 地域の保健・福祉を包括的に支える専門職の配置による支援ネットワークの推進

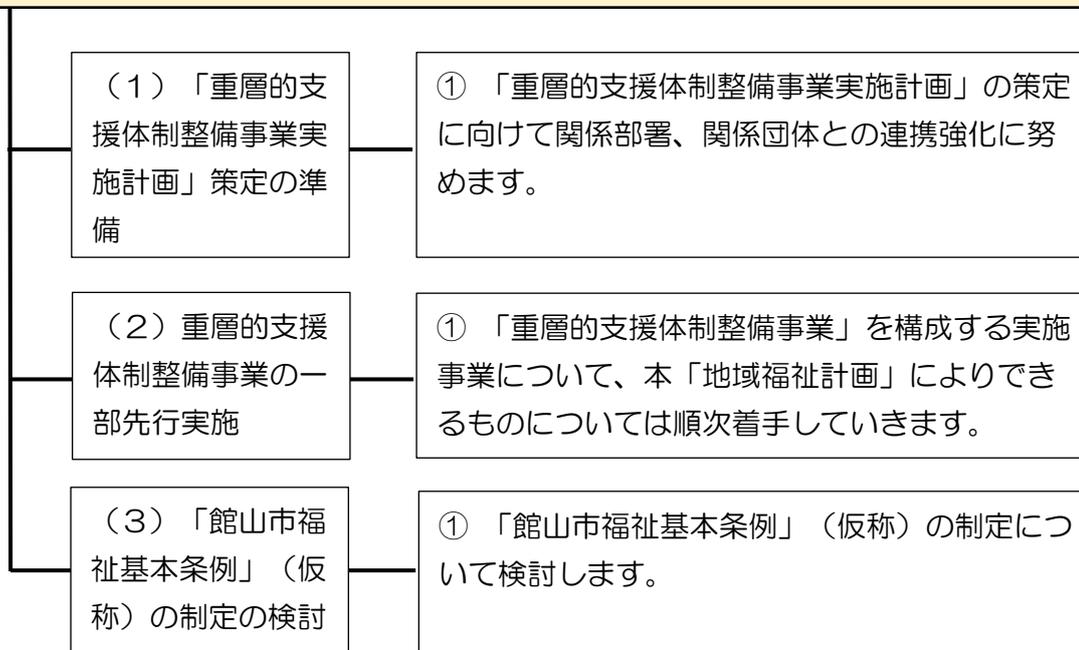
- ① 包括的で切れ目のない相談支援を支えるため、市内の各専門職・機関を広く繋ぐネットワーク構築を目指します。
- ② ネットワークには、地域福祉コーディネーターとして地区を担当する専門職員を配置するよう目指します。

(3) 地域の社会福祉法人等と連携した地域福祉推進の仕組みづくりの構築

- ① 市内の社会福祉法人の地域貢献機能と連携して相談支援や居場所づくりができるプラットフォーム構築を目指します。



基本目標 5：包括的支援体制の整備・重層的支援体制整備事業実施へ向けた準備と組織づくり



第2節 基本目標実現に向けた取り組み

基本目標 1：市民の繋がり強さを活かす市民協働の豊かな人づくり

現 状	<ul style="list-style-type: none"> 各地区の市民同士の強い繋がり存在は各種調査に現れていますが、その繋がり活かして地域の互助を作り出すには至っていません。 地域生活課題の解決を市民参加と市民協働で十分に取り組んでいく段階には至っていません。 少子高齢化の影響もあり、町内会等の活動の負担が大きく、後任の引き受け手探し大変という声が各種調査からあがってきています。 生活支援体制整備事業におけるすべての圏域への協議体設置が難航しており、第2層コーディネーターも不足しています。 登録ボランティアの高齢化や、「ボランティア連絡協議会」への加入団体が少ない状況があります。 市社会福祉協議会の15支部（地区社協）の小域福祉圏活動が、台風被害やコロナ禍により低迷気味になっており、市社協本体からの更なる発案・協力が必要です。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 市民のボランティア活動の活性化をはじめ、市民福祉意識の一層の醸成と市民参加・市民協働の必要性について、住民意識を高めることが必要です。 地区活動の活性化（参加しやすい地区活動の創設）や担い手の育成が求められています。 若者の定着、地域産業や地域組織の後継者育成が欠かせません。 障がい者を対象とした農福連携、水（産業）福連携などによる働く場の確保は、海と山のある館山市ならではの取り組み可能な福祉課題です。 地域コミュニティ組織運営の活性化は喫緊の課題です。 地域生活支援体制の整備を進めるために、第2層コーディネーターの配置が必要です。 地域での人と人との繋がりを地域福祉充実に活かし、一層強化することが大切です。
将 来 像	<ul style="list-style-type: none"> 館山市民の強みである市民同士の繋がり強さが一層活かされ、互いに思いやり、暮らしを支え合う市民が各種の市民組織で活躍しています。 各圏域に配置された地域福祉コーディネーターが、そうした活動を繋ぎ、市民を繋いでいきます。

施 策

(1) 様々な生活課題を持つ市民に寄り添い、命、人権、思いやりを育む、豊かな市民福祉の心と意識の向上

事 業	① 全ての市民の命、人権を思いやる学校教育・社会教育の充実を目指します。
将来像	小・中学生、そして市民全体の中に命・人権を大切に思う考え方が広がり、館山市が人に優しいまちへと育っています。特に、貧困、障がい、認知症高齢者など、暮らしにくさを抱える市民が心理的なハードルを感じることなく命と人権が平等に尊重される館山市になっています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・教育総務課・生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> ■社会福祉の基礎を学ぶ機会の提供を目指します。 ■全市民対象の地域福祉フォーラムの定期的な開催を目指します。 	

事 業	② 市自殺対策計画による自殺対策を実施し、誰もが孤立・孤独・絶望から自死に至ることのないよう、全ての市民の命を支えます。
将来像	市民誰もが自ら命を断つことなく、互いの優しさと思い遣りの中で自分の幸せを求めて暮らせています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・教育総務課
<ul style="list-style-type: none"> ■市自殺対策計画の市民への周知を図ります。 ■包括的支援体制の相談支援事業を強化して対応を図ります。 ■5つの日常生活圏域での身近な相談支援体制づくりを目指します。 	

事 業	③ 子ども、障がい者、認知症高齢者をはじめ、全ての市民の人権を守ります。
将来像	暮らしの中で弱い立場に追い込まれがちな市民が、虐待等の状況に追い込まれることなく、それぞれがその人らしく生活できています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・教育総務課・こども課
<ul style="list-style-type: none"> ■子ども・障がい者・高齢者への虐待に対し、施設・学校・児童相談所・警察等との連携を強化して対応します。 ■DVの防止、被害者支援に努めます。 ■LGBTに対する理解・受容の意識醸成に努めます。 	

事業	④ 一人暮らし等で、地域に頼れる人がいない市民を孤立させることなく、支えます。
将来像	市内・近県に頼ることのできる家族や親戚がおらず、一人で暮らす高齢者や障害のある市民が入所・入院、終活ができ、安心して日常生活を送ることができています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課
<p>■住まいの賃貸や施設入所、医療機関への入院の際など、保証人がいない一人暮らし等の市民に対する支援について検討します。</p> <p>■住まい探しや、葬儀、埋葬、遺産処分等の終活を支援する体制整備に努めます。</p> <p>■法人後見実施機関の設置を目指します。</p>	

(2) 地縁型・目的型市民組織への活動支援と市民交流の活性化

事業	① 市民による地縁型組織（町内会等）と目的型組織（NPO、サークルなど）への活動支援の強化を目指します。
将来像	市民提案の事業が予算化され、市民協働で実施されています。 地区公民館やボランティアセンターなど、市民組織の活動拠点が整備されています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・市民協働課・中央公民館
<p>■市民活動組織からの意見が取り入れられる環境づくりに努めます。</p> <p>■公民館・学習等共用施設の整備に努めます。</p> <p>■ボランティアセンターの設置・運営について検討します。</p>	

事業	② 地縁型市民組織と目的型市民組織が互いの活動に乗り入れ、市民交流が活性化できる仕組みづくりの検討をします。
将来像	住みやすい館山市のまちづくりを共通目標に、地縁型と目的型の市民組織が相互に乗り入れた活動を展開することで、活発な市民交流が展開されています。
関係部署	社会福祉課・市民協働課・中央公民館
<p>■町内会等とボランティア団体やサークル等が、連携し、互いの活動が活性化できる仕組みづくりを目指します。</p>	

(3) 町内会等の負担軽減と活動目標の明確化・活性化

事業	① 行政による町内会等への行政事務委託の簡素化等、町内会等活動の負担軽減の検討をします。
将来像	少子高齢化の中で、各種役員の重複や後継者問題、活動の負担等で活動が減少傾向にある町内会等組織が、地域住民の繋がりを深める本来の地縁組織としての機能を回復しています。
関係部署	市民協働課
<p>■館山市行政事務委託に関する規則により町内会等に協力を求めている事項について検討し、町内会等活動の負担軽減に努めます。</p> <p>■地域活動の中心的組織のひとつとして自主的に活動できるよう活性化の方策について検討します。</p>	

事業	② 町内会等活動の目的・目標を明確にし、行政等と対等な市民協働の地域組織として活動の活性化を図ります。
将来像	地域活動の中心的組織のひとつとして、主体的・自主的に活動を展開する町内会等が、地区の市民を生き活きと繋げています。
関係部署	市民協働課
<p>■町内会等活動の現状・課題についての把握をします。</p> <p>■町内会等を行政と対等な市民協働の組織とするため、町内会等の自主性を育てるための支援方法について検討します。</p>	

(4) 農福連携、水（産業）福連携などによる、働く場の確保

事業	① 障がい者の働く場を、企業等と連携し、確保を目指します。
将来像	身体・知的・精神に障がいを持つ人が農業や漁業で働き、自立することで、地域での生活を生き活きとして送っています。
関係部署	社会福祉課・農水産課
<p>■就労継続支援 A 型・B 型事業所の情報発信に努めます。</p> <p>■特に、自然の中で働く農業・漁業に従事することによるリハビリ的効果も高められるよう、農福連携、水（産業）福連携を目指します。</p> <p>■就労移行支援を専門とするコーディネーターの配置を目指します。</p> <p>■企業等と障がいを持つ方のマッチング体制について検討します。</p>	

事業	② 農業・漁業以外にも、観光分野などにおける働く場の確保を目指します。
将来像	身体・知的・精神に障がいを持つ人が地元の観光業やその他の業種などで働き、自立することで、地域での生活を生き生きとして送っています。
関係部署	社会福祉課・雇用商工課・観光みなと課・食のまちづくり推進課
■企業等に対して、障がい者の雇用についての意識醸成を図ります。	

(5) 人と人、人と資源を繋ぐ地域福祉コーディネーターの配置

事業	① 市民協働の豊かな人づくりを進めるため、地域福祉コーディネーターを日常生活圏域に配置することを目指します。
将来像	5つの日常生活圏域に配置された地域福祉コーディネーターが、人と人、人と地域資源を繋いで、地域の豊かな人づくりを支援し、支えています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課
<p>■地域福祉コーディネーターの担い手・役割について整理を図ります。</p> <p>■市内5つの日常生活圏域へ地域福祉コーディネーターを配置することを目指します。</p>	

事業	② 地域福祉コーディネーターにはコミュニティソーシャルワーク（CSW）の技術を身につける研修を行います。
将来像	CSWの援助技術を身につけた地域福祉コーディネーターとその所属機関が、市民と地域を支えて、豊かな地域福祉の人づくり・地域づくりを援助しています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課
■地域福祉コーディネーターがその役割を十分発揮できるようCSW研修等の実施について検討します。	

基本目標 2：暮らしやすい生活環境のさらなる整備で、
安全・安心な毎日を創り出す地域づくり

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 潜在的な生活困窮者の早期発見に繋がるネットワーク強化が求められます。 ・ 相談支援には生活全般にわたる諸制度に精通した専門職が求められます。 ・ 慢性的な困窮状態や多重債務などの複合的な課題を抱える相談者も少なくありません。 ・ 障がい者グループホームへの入居困難事案は、現在のところは発生していません。 ・ 居住支援については、市内及び県内の居住支援法人とのネットワーク構築を図っています。 ・ 多世代参加型の居場所確保について、各種調査からはその声が上がっているものの、具体的なニーズ把握ができていません。 ・ 社協支部や福祉委員、地域ボランティアなどにより市内全域で 56 団体が「ふれあい・いきいきサロン」を実施しています。 ・ 要望のあった自主防災組織へは備蓄品購入補助や避難訓練等の支援が行われています。 ・ 令和元年度房総半島台風被害から年月が経ち、公的支援制度が終了した中で、応急措置止まりになっている被災者の根本解決が困難な現状です。 ・ 買い物等の移動支援は循環バスやデマンドタクシー、買物シャトルサービスなど各種取り組まれています。利用者の増加、区間、路線、運賃など、一層の検討が必要となっています。 ・ 移動販売などの買い物支援は一定程度取り組まれています。通院への対応が遅れており、医療機関との連携による相談体制の構築も必要です。 ・ 移動スーパーの導入や住民の助け合いによる移送サービスの実施に取り組んでいますが、「生活支援体制整備事業」の更なる進捗が求められます。 ・ 子育てコンシェルジェを配置し、転入者に館山市の子育て情報を提供しています。 ・ 地域ニーズを把握し、課題を話し合う「第2層協議会」の設置が遅れています。 ・ 現在約 3,100 軒の空き家の利活用を目指し、いわゆる「空き家バンク」制度を開始する予定です。 ・ 館山有害鳥獣対策協議会を中心に令和4年度には 1,138 頭の猪を捕獲していますが、捕獲罠の維持管理や固体処理に多大な労力を要しています。
--------	--

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困窮世帯の早期発見、特に潜在化している現状把握のためのネットワーク強化が必要です。 ・ 生活課題を抱える世帯における精神障がい者支援が求められているケースが見受けられます。 ・ 公園など子どもの安全な遊び場の整備を求める地域の声があります。 ・ 災害時の防災・減災体制の一層の整備が求められています。 ・ 市の中心地区以外からは、買い物・通院などへの移動支援の充実強化を求める声が強いです。 ・ 道路環境・公共交通機関などの交通インフラの整備も、あわせて強く求められています。 ・ 耕作放棄地・空き家の増加・獣害の増加等への対策の強化は、市内の山間地域では喫緊の課題となっています。 ・ 夜間緊急時対応送迎サービスの必要性が医療関係の専門職からあがっています。 ・ 障がい者を対象とした農福連携、水（産業）福連携などによる働く場の確保は、海と山のある館山市ならではの取り組み可能な福祉課題です。
将来像	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放っておくと悪化する地域の生活環境を、人と人、人と社会資源の組み合わせで少しずつ改善し、安全で安心な暮らしができる地域が作り出されてきています。

施 策

（１）生活困窮者への支援を推進

事業	① ひとり親家庭や子供の貧困対策の充実を図ります。
将来像	暮らしに困難を抱える家庭や、その子どもたちが食事を保障され、あわせて生活の居場所を得て、安心して暮らしています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・こども課
<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民団体等と一緒に子ども食堂を展開します。 ■ 学習支援・居場所づくりに繋がる子ども食堂を目指します。 ■ 地域と連携したフードバンクの設置を目指します。 	

事業	② 市役所等に相談に来にくい生活困窮者等に、アウトリーチで積極的に対応・支援します。
将来像	さまざまな理由により市や福祉関係団体に相談しにくい状況で、潜在化している生活困窮者に、相談しやすい環境を提供することで、誰もが生活困窮から抜け出せることのできる地域で安心して暮らしています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・こども課
<p>■庁内各課及び福祉関係団体の情報共有体制の確立を目指します。</p> <p>■共有した情報に基づくアウトリーチ支援をします。</p> <p>■市の窓口相談へ行きにくい人も気軽に相談できるよう、5つの日常生活圏域での身近な総合相談窓口の設置を目指します。</p>	

(2) いろいろな障がい、困難を持つ市民への就労支援や居住支援などの地域参加の支援

事業	① 空き家を利用した低家賃の住まいの確保や、身寄りのない方の保証人の確保などの居住支援の在り方について検討していきます。
将来像	居住支援に空き家も活用し、住まいの確保がされることにより、地域で安心して暮らし続けられています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・建築施設課
<p>■居住支援法人と連携を図り、住宅セーフティネット制度の推進を目指します。</p> <p>■「空き家バンク」制度の積極的な活用方法について検討します。</p>	

事業	② 就労支援や居住支援を必要とする市民が地域活動に参加でき、それを暖かく受け止めることのできる地域づくりを目指します。
将来像	新しい住民も、皆が地区毎の居場所に気楽に集まり、暖かい交流の中で安心して地域に溶け込んで暮らしています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課
<p>■就労支援や居住支援で新たに地域に加わった人、移住してきた人が地域活動に参加できる居場所づくりを目指します。</p>	

(3) 市民誰もが気楽に参加できる居場所確保の推進

事業	① 地域住民の誰もが気楽に立ち寄れる「居場所」づくりを目指します。
将来像	新旧住民の交流、老若男女の交流が活発に行われ、互いに気心の知れた暮らしやすい地域をつくる居場所となっています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・中央公民館
<ul style="list-style-type: none"> ■地区毎に各地区公民館や空き家などを活用した「居場所」づくりを目指します。 ■「居場所」では市民誰もが気楽に立ち寄り、話し合える居場所にします。 ■よりよい「居場所」づくりのための体制整備に努めます。 	

事業	② 市内5つの日常生活圏には、福祉総合相談にも対応できる居場所＝「まちの縁側」（仮称）の設置を目指します。
将来像	日常生活圏域毎に福祉総合相談もできる居場所＝「まちの縁側」（仮称）が設置され、いろいろな市民が身近な場所で気楽に生活課題や健康に関する相談ができるようになっていきます。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・健康課
<ul style="list-style-type: none"> ■「まちの縁側」（仮称）で福祉総合相談にも対応できる体制整備を図ります。 ■福祉総合相談に対応する専門職として、地域福祉コーディネーターの育成・配置に努めます。 	

(4) 災害時の防災・減災体制の一層の整備

事業	① 避難行動要支援者支援体制を強化します。
将来像	万が一の災害時にも取り残される不安なく、安心して避難できる体制がふだんから作られています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・危機管理課
<ul style="list-style-type: none"> ■災害時における被災者台帳等の整備をします。 ■避難行動要支援者について、真に支援が必要な方の把握に努めます。 ■避難行動要支援者名簿登載者に対する、個別避難計画の策定を福祉関係団体等と連携して進めます。 	

事業	② 災害時の福祉避難所の円滑な運営体制を整備します。
将来像	福祉サービスを必要としていて、一般の避難所では避難生活を送りづらい方へは福祉避難所を開設し、対応しています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・危機管理課
<p>■福祉避難所開設・運営のため介護事業所との連携強化を図ります。</p> <p>■福祉避難所開設・運営マニュアルの確認に努め、開設・運営訓練を行います。</p> <p>■避難の長期化や専門職の派遣等の運営体制について検討します。</p> <p>■通常の避難所においても、一定程度対応が可能となるよう備蓄品の整備に努めます。</p>	

事業	③ 災害発生時における市内社会福祉法人と地域との連携について検討します。
将来像	災害時に地域の力と社会福祉法人の力が互いに助け合って困難を乗り越えられるよう、地域に連携の基盤が作られています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・こども課
<p>■市内社会福祉法人と災害発生時における地域貢献についての協議を進めます。</p>	

(5) 買い物・通院などへの移動支援の推進

事業	① 「市街地循環バス」「買い物シャトルサービス」「予約制乗合送迎サービス」など、一層の利便性の向上を目指します。
将来像	生活に欠かすことのできない食料品等の買い物、病院への通院の交通機関が整備され、利便性が向上しています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・健康課・企画課
<p>■各種実証運行の分析を進め、移動支援のさらなる展開を図ります。</p> <p>■地域の社会資源を活用した移動支援について検討します。</p>	

事業	② 「館山市地域公共交通会議」は、地域住民の意見がより反映される体制づくりを目指します。
将来像	地域住民（利用者）の声が館山市地域公共交通会議に届き、より利用者のニーズに寄り添った協議がされています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・健康課・企画課
<p>■地域住民の意見がより反映されるよう取り組みます。</p> <p>■公募委員の募集について検討します。</p>	

(6) 若者や移住者が暮らし続けられる子育て環境や、働く場の確保の推進

事業	① 農業、漁業、観光分野などで、若者や移住者の働く場の確保を目指します。
将来像	福祉を含む市内の様々な職域に若者や移住者が定着し「みんなでまちづくり」が進んでいます。
関係部署	社会福祉課・雇用商工課・観光みなの課・農水産課・食のまちづくり推進課
<p>■障がい者の就労支援に限らず、農業・漁業・観光など多くの分野で若者や移住者の希望やニーズに応える働ける場を、関係団体等と連携し確保に努めます。</p> <p>■福祉分野では、障がい者等の就労支援に携わる働く場の確保に努め、地域福祉の中核となる専門職の育成を目指します。</p>	

事業	② 若者や移住者の住まい・子育て環境の確保を目指します。
将来像	若者や移住者の定着が進む中、館山市は「子育てがしやすい街」として認識され、人口が増え、出生率も向上しています。
関係部署	社会福祉課・こども課・建設施設課・都市計画課
<p>■市内に定住する若者や移住者の住まい確保に向けて「空き家バンク」制度の活用について検討します。</p> <p>■若者や移住者が定住し続けることができるよう、保育園・幼稚園・こども園の整備、公園の整備などを図ります。</p>	

(7) 耕作放棄地・空き家の増加・獣害の増加などの対策の強化による、地域環境の改善

事業	① 耕作者本人、関係団体などと連携して耕作放棄地を減らす取り組みを検討します。
将来像	耕作が放棄された農地を活かしていくことで、緑の保存や働く場の確保、有害鳥獣の被害の防止などが進み、景観も保存されています。
関係部署	社会福祉課・農水産課・農業委員会事務局
<p>■農地を若者や移住者に賃貸して農業を続けられる仕組みづくりを検討します。</p> <p>■福祉施設と連携し、就労訓練として農地を活用できる仕組みづくりを検討します。</p>	

事業	② 空き家を放置せず、地域に生かしていく取り組みについて検討します。
将来像	居住支援に空き家も活用し、住まいの確保がされることにより、地域で安心して暮らし続けられています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・建築施設課
<ul style="list-style-type: none"> ■居住支援法人と連携を図り、住宅セーフティネット制度の推進を目指します。 ■「空き家バンク」制度の積極的な活用方法について検討します。 	

事業	③ 鳥獣被害への対応強化を目指します。
将来像	有害鳥獣の被害が減少して農地の緑が保全され、耕作放棄地の減少にも役立っています。
関係部署	農水産課
<ul style="list-style-type: none"> ■館山有害鳥獣対策協議会の活動に積極的に協力していきます。 ■狩猟免許取得者やわな免許取得者の増加支援について検討します。 ■農地等への防護柵の設置に協力していきます。 ■有害鳥獣の個体数削減を目指します。 	

基本目標 3：いろいろな“暮らしにくさ”に正面から向き合う

サービス基盤づくり

現
状

- ・ 各地区の保健推進員（定員 150 人以内）と地区担当保健師が“顔の見える関係”を構築できていますが、保健推進員の任期替えの際に後任探しが困難な状況が生じています。
- ・ 市の第一線の専門職の人材育成・確保にかかる予算措置に難しい面があります。
- ・ 認知症対応型共同生活介護施設など、介護保険入居施設は公募による事業者決定が進んできていますが、介護人材の不足、職員が集まらないという問題も生じています。
- ・ 包括的な相談支援を目指していますが、未だに分野・世代・属性によって判断され、包括的な支援の展開に苦慮する場面もあります。
- ・ 「家族介護のつどい」の登録者は 80 名いますが、ヤングケアラーに関する現状把握についての検討は今後の課題となっています。
- ・ 保育園の待機児童はなく、公設学童クラブも小学 3 年生以下の待機はありません。
- ・ 児童数は減少傾向にあるものの、児童虐待に関する相談対応件数は増加してきています。
- ・ 市内における「ひきこもり」実態の把握は喫緊の課題です。
- ・ 安房地域を管轄とした NPO 団体として「ひきこもり支援協議会」がありますが、一団体だけの活動では限界がある現状です。
- ・ 自殺対策については、それぞれの分野で受け止め、情報共有し対応していますが、包括的に受け止める相談体制の構築が必要とされています。
- ・ 成年後見については安房 3 市 1 町で「安房地域権利擁護推進センター」に委託し対応しています。
- ・ 市民後見人候補者の養成は行なっていますが、実際に市民後見人はまだ誕生していません。
- ・ 成年後見制度利用支援で後見人報酬の助成などがあり、低所得の方も利用しやすくなっています。
- ・ 日常生活自立支援事業を市社協が受託し、60 名の契約者（令和 5 年 4 月）がいますが、職員のマンパワーが追いつかず、新規契約が鈍化する傾向にあります。

課題	<ul style="list-style-type: none"> 保健・福祉・介護の専門職人材の養成・確保、人材不足の解消が喫緊の課題となっています。 質が高く、使いやすい福祉・介護サービス基盤の整備は、市民が安心して地域で暮らすため更なる推進が必要です。 家族介護者、特に、実態が未だ把握されていないヤングケアラーへの支援の充実が急がなければなりません。 子育て環境の整備、児童虐待への対応の強化が求められています。 孤立・孤独の解消、引きこもりの方への支援の充実は、地域と結びついて“暮らしにくさ”から解放する地域福祉の大きな課題です。 自殺防止対策を強化して、命の大切さを周知することが必要です。 高齢者・障がい者の権利擁護、意思決定の支援・保証を充実して、立場の弱い人の人権を守ることで、全ての市民の人権を守ります。 保証人、成年後見人等権利擁護支援の強化が必要です。 本計画の諸施策から、10地区それぞれの特性を踏まえた施策を取り上げ、市民参加により取り組み、各地区のサービス基盤を整備する必要があります。
将来像	<ul style="list-style-type: none"> いろいろな課題に向き合う多くのサービスの基盤を複合的に作っていくことで、さまざまな生活課題に対応することができるようになっていきます。 “人づくり”と“地域づくり”、そして“サービス基盤づくり”が一緒に進むことで、安全で安心な「福祉のまち・館山」が見えて来ています。

施 策

(1) 保健・福祉・介護の現場でCSW機能を展開できる専門職人材の養成・確保

事業	① 保健・福祉・介護の現場で、積極的に活躍できる専門的な市職員の養成を目指します。
将来像	各研修の実施、特に多職種連携を高める研修の実施で、課題を包括的に横割りに捉えて取り組む専門職が増え、解決能力が向上しています
関係部署	社会福祉課・高齢福祉課・健康課・総務課
<p>■各課に配属されている専門職の専門性を高める研修等に積極的に参加できる職場づくりを目指します。</p> <p>■保健・福祉・介護の専門職間の連携を図る体制づくりを目指します。</p> <p>■多職種が連携して総合的な相談支援を行い、個別支援と地域支援を繋げられる専門性を身につけた人材の育成を目指します。</p>	

事業	② 保健・福祉・介護に携わる専門職としての市職員を確保するため、これらの職場環境の改善に努めます。
将来像	人員配置にゆとりを持たせ配属した専門職の職員が、各課と連携し福祉総合相談を行い、市民の生活課題解決に迅速に取り組んでいます。
関係部署	社会福祉課・高齢福祉課・健康課・総務課
<p>■「重層的支援体制整備事業」の実施を視野に入れ、各課・専門職の人員体制の整備を図ります。</p> <p>■福祉総合相談の連携を良くするため、関係各課を可能な限り同一のフロアで隣接して配置できるよう検討します。</p>	

(2) 質の高い福祉・介護サービス基盤の整備

事業	① 多職種・多機関が連携する質の高いサービス提供基盤の確立を目指します。
将来像	日常生活圏域と全市レベルに多職種・多機関が参加するケア会議を設置し、多職種連携でカンファレンスを行なって、困難ケースにも対応しています。
関係部署	社会福祉課・高齢福祉課・健康課
<p>■各課の専門職と福祉関係団体の専門職との連携強化を図り、定期的な合同ケア会議の体制づくりを目指します。</p> <p>■合同ケア会議を基礎として、全市的な多職種・多機関の協議体を設置し、新たな施策提言や困難ケースへの対応が図れるよう目指します。</p> <p>■各課の専門職の日常生活圏域を基本とした地区分担制について検討します。</p>	

事業	③ 市内福祉事業者に対する第三者評価の導入について検討します。
将来像	市内福祉事業者のサービス内容を第三者の評価で改善することができ、質の良いサービスの提供がなされています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・こども課
<p>■市内福祉事業者が、第三者評価を受審しやすい体制整備を目指します。</p> <p>■受審結果について、受審事業者の同意のもと公表し、あわせて改善を図れるようにします。</p>	

(3) 家族介護者、ヤングケアラーへの支援

事業	① 障がい者・高齢者の家族介護者の負担軽減を引き続き図ります。
将来像	介護を個々の家庭の問題とせず地域全体で支えていけるように、少しでも家族介護負担を軽減する努力がされています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課
<p>■家族介護支援事業等の更なる充実を図ります。</p> <p>■レスパイトケアの更なる充実を図ります。</p>	

事業	② 市内の各学校と連携し、ヤングケアラーの実態把握と負担軽減に取り組めます。
将来像	家庭内で親・兄弟姉妹・祖父母などを介護せざるを得ない小・中・高校生に寄り添い、ケアに追われていた子どもたちの負担が軽減され、安心して通学できるようになっています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・教育総務課・こども課
<p>■ヤングケアラーの実態調査の手法を検討し、対象者の把握に努めます。</p> <p>■館山市に配置されている、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携強化と情報共有の体制整備に努めます。</p> <p>■ヤングケアラーを社会的な問題として捉え、地域ぐるみで支えていけるよう、広報などで市民の意識向上を図ります。</p>	

(4) 子育て環境の整備、児童虐待への対応

事業	① 未就学児の一時保育や、安心して遊ばせることのできる子育て環境の整備を目指します。
将来像	保育園・幼稚園等に通園していない未就学児が同年代の子どもたちとふれあうとともに、保護者同士も知り合いになり、子育て情報の交流もできています。
関係部署	こども課
<p>■「元気な広場」の活用方法、「出張子育てひろば」の会場拡充について検討します。</p> <p>■保育園等に通園していない未就学児の臨時一時保育の在り方について検討します。</p>	

事業	② 子育ての悩みを気軽に相談できるようにし、切れ目のない子育て支援を目指します。
将来像	子育て世帯が、子育ての仕方・子育ての悩みなどを気軽に相談でき、保育の専門職からのアドバイスで、両親が子育てで孤立することなく、親子で楽しく暮らしています。
関係部署	こども課・健康課
<p>■子育てコンシェルジュの更なる周知を図ります。</p> <p>■子育てコンシェルジュの更なる活動の充実を図ります。</p>	

事業	④ 子どもへの虐待防止を推進します。
将来像	地域に暮らす全ての子どもが家庭や地域で虐待されることなく、明るく健やかに育っています。
関係部署	社会福祉課・こども課・健康課
<p>■館山市要保護児童対策地域協議会を基本として、警察署、児童相談所、民生・児童委員、地域住民、保育園・小中学校関係者などの更なる連携強化を図り、子ども虐待の早期発見・適切な対応・防止の推進を図ります。</p> <p>■子どもの心身の発達面の相談支援、療育支援の充実を図り、子どもへの虐待防止の推進に繋げていきます。</p>	

(5) 孤立・孤独の解消、引きこもりの方への支援

事業	① 孤立・孤独・引きこもりの実態を把握し、本人や家族が気軽に相談できる体制を整備します。
将来像	孤立・孤独・引きこもりを個人・家庭の問題とせず、地域社会との関わり、地域の人との信頼関係の回復の中で役割を見つけて暮らしています。
関係部署	社会福祉課
<p>■引きこもりの実態調査の手法を検討し、対象者の把握に努めます。</p> <p>■包括的な支援体制の中で、アウトリーチなどにより寄り添った支援の展開を目指します。</p> <p>■千葉県ひきこもり地域支援センターや、ひきこもりサポーター等養成研修等の周知を行い、ひきこもり支援の担い手の増加・支援者のスキルアップを目指します。</p>	

(6) 「生きることを大切に」、自殺を予防する取り組みの推進

事業	① 市自殺対策計画（本計画第5章）を確実に推進し、命を大切にする取り組みを強化します。
将来像	市民誰もが自分自身を含む全ての市民の命を大切にし、自己肯定感を抱いて安定した暮らしを送っています。
関係部署	社会福祉課
■市自殺対策計画の着実な推進に努めます。	

事業	② ゲートキーパーを養成し、相談体制を強化します。
将来像	「命の門番」とも言われるゲートキーパーが地域に増え、命のSOSに対応して地域の人々の命を守っています。
関係部署	社会福祉課
■ゲートキーパーの養成方法について検討します。	
■ゲートキーパーによる情報共有体制を整備します。	

事業	③ 当事者本人や家族が立ち寄りやすい居場所づくりとして、市内5つの日常生活圏域に福祉総合相談にも対応できる居場所＝「まちの縁側」（仮称）の設置を目指します。
将来像	日常生活圏域毎に福祉総合相談窓口として「まちの縁側」（仮称）が設置され、身近な場所で気楽に生活課題や健康に関する相談ができ、いろいろな市民との交流が図られています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・健康課
■「まちの縁側」（仮称）で福祉総合相談にも対応できる体制整備を図ります。	
■福祉総合相談に対応する専門職として、地域福祉コーディネーターの育成に努めます。	

(7) 高齢者・障がい者の権利擁護、意思決定の支援・保障への取り組みの推進

事業	① 市成年後見制度利用促進基本計画（本計画第6章）を着実に推進し、当事者の権利を擁護する取り組みを強化します。
将来像	自分の意思決定に支援を必要とする高齢者や障がい者が、この計画の推進によって意思決定の保障を得て、権利を擁護され、安心して暮らし続けられています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課
■成年後見制度利用促進計画の着実な推進に努めます。	

事業	② 市民後見人の育成体制の整備を目指します。
将来像	後見人としてのスキルを保持する市民が増え、要請があればいつでも後見人を引き受けられる体制ができています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課
■市民後見人制度の調査・研究に取り組みます。 ■家庭裁判所との連携方法について検討します。	

事業	③ 法人後見実施機関の設置を目指します。
将来像	市民に身近な社会福祉法人が法人後見実施機関となり、市民が安心して成年後見制度を利用しています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課
■法人後見実施についての調査・研究に取り組みます。	

(8) 一人暮らし市民の終末期の看取り、死後対応への支援

事業	① 一人暮らし市民の入院・入所の保証人、終末期の看取りなどについて検討します。
将来像	身寄りのない一人暮らしの市民が、安心して入院・入所をすることができ、終末期の看取りも含めて孤立することなく生活を送っています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・健康課
■保証人、看取りなどの事業展開について調査・研究に取り組みます。	

事業	② 生活保護担当ケースワーカーが関われる生活保護受給者以外の、一般の一人暮らしの市民が亡くなられた場合の葬儀や住まいの整理、残余財産の処分などの死後対応について検討します。
将来像	一人暮らしで抱え込みがちとなる孤独死への恐怖や、自分の死後の対応についての不安がなくなり、心の安定を保った生活を送っています。
関係部署	社会福祉課
<p>■身寄りのない市民の葬儀、住まいの整理、財産処分等についての事業展開について調査・研究に取り組みます。</p>	

基本目標 4：多様な地域生活課題に応える包括的支援の仕組みづくり

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「まるごと支援」事業として、高齢者福祉課と市社協が窓口を担当し、関係各課と連携して推進していますが、相談件数の増加により担当職員が不足しています。 ・ 地域ケア会議などで関係専門職との“顔の見える関係”が築かれてきていますが、支援ネットワークの拡大および深化に向けた取り組みが必要になっています。 ・ 市内5つの日常生活圏域に4か所の地域包括支援センターが設置され、業務が遂行されています。 ・ 令和5年度末に、医療的ケア児コーディネーターが配置されます。 ・ 市内5ブロックの民生委員協議会定例会（月1回）に、市・社協・地域包括支援センター職員が出席し、情報共有をしています。 ・ 地域の社会福祉法人と連携した仕組みづくりが難航しています。 ・ 市には、NPO やボランティア団体を担当する部署がなく、その関わり方や支援方法などのノウハウが蓄積されていません。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な困り事について相談できる場所の整備が求められています。 ・ インフォーマルな社会資源が不足しており、その充実が必要です。 ・ 市や福祉関係団体と市民の連携、協働意識の強化とその方法論を検討する必要があります。 ・ 民生委員・児童委員についての周知、広報の強化が必要です。 ・ 福祉サービスの申請を待っているだけではなく、アウトリーチ型支援を強化していくことが重要です。 ・ 様々な担当分野ごとに異なっている圏域設定を調整し、共通化することで市民の身近な小圏域で多職種・多機関連携を向上させる必要があります。 ・ 専門職向け研修を充実させ、専門職の力量を向上させることが求められています。 ・ 小圏域活動を支える地域福祉コーディネーター人材の配置が必要です。
将 来 像	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な生活課題に応えるために、介護・障がい・子育て等の縦割りの相談支援体制ではなく、横割りで継続的な支援の仕組みが作られることで、地域共生社会の実現に一步ずつ近づいています。

施 策

(1) 「断らない」福祉総合相談窓口を市民の身近なところに設置する取り組みの推進

事 業	① 地域住民が気楽になんでも相談できる福祉総合相談窓口の設置・整備にとりくみます。
将来像	日常生活圏域毎に福祉総合相談窓口となる「まちの縁側」（仮称）が設置され、いろいろな市民が身近な場所で気楽に生活課題や健康に関する相談ができるようになっていきます。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・健康課
<ul style="list-style-type: none"> ■「まちの縁側」（仮称）で福祉総合相談に対応できる体制整備を図ります。 ■福祉総合相談に対応する専門職として、地域福祉コーディネーターの育成に努めます。 	

事 業	② 福祉総合相談窓口は、市内多職種・機関と連携して、包括的で切れ目のない相談支援を目指します。
将来像	日常生活圏域と全市レベルに多職種・多機関が参加するケア会議を設置し、多職種連携でカンファレンスを行なって、困難ケースにも対応しています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・健康課
<ul style="list-style-type: none"> ■各課の専門職の日常生活圏域を基本とした、共通の地区分担制について検討します。 ■各課の専門職と福祉関係団体の専門職との連携強化を図り、定期的な合同ケア会議の体制づくりを目指します。 ■合同ケア会議を基礎として、全市的な多職種・多機関の協議体を設置し、新たな施策提言や困難ケースへの対応が図れるよう目指します。 	

(2) 地域の保健・福祉を包括的に支える専門職の配置による支援ネットワークの推進

事業	① 包括的で切れ目のない相談支援を支えるため、市内の各専門職・機関を広く繋ぐネットワーク構築を目指します。
将来像	多職種・機関のネットワークが圏域から全市へと順次拡大され、包括的な相談支援が切れ目なく展開されています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・健康課
<p>■日常生活圏域毎に設置を目指す福祉総合相談窓口「まちの縁側」（仮称）を基本とした、圏域毎の各専門職・機関の地域ネットワーク構築を目指します。</p> <p>■各地域ネットワーク同士が繋がる仕組みの構築を目指します。</p>	

事業	② ネットワークには、地域福祉コーディネーターとして地区を担当する専門職員を配置するよう目指します。
将来像	5つの日常生活圏域に配置された地域福祉コーディネーターが、人と人、人と地域資源を繋いで、地域の豊かな人づくりを支援し、支えています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・健康課
<p>■福祉総合相談に対応する専門職として、地域福祉コーディネーターの育成に努めます。</p> <p>■地域福祉コーディネーターは、社協支部支援、社会資源の把握等を通じて包括的な支援の提供を目指します。</p>	

(3) 地域の社会福祉法人等と連携した地域福祉推進の仕組みづくりの構築

事業	① 市内の社会福祉法人の地域貢献機能と連携して相談体制や居場所づくりができるプラットフォーム構築を目指します。
将来像	市内の社会福祉法人の持つ専門的機能が地域にも開放され、地域福祉の機能として地域市民に活用されています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・こども課
<p>■市内の社会福祉法人の地域貢献機能と連携し、相談体制や居場所づくりに繋がるプラットフォームの構築を検討していきます。</p> <p>■このプラットフォームは、NPO 法人やボランティアの地域福祉活動を繋ぐ役割を目指します。</p>	

(4) 福祉関係職員の研修充実

事業	① コミュニティソーシャルワーク（CSW）の技術を身につける研修実施について検討します。
将来像	CSW の援助技術を身につけた地域福祉コーディネーターとその所属機関が、市民と地域を支えて、豊かな地域福祉の人づくり・地域づくりを援助しています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・健康課
<p>■地域生活課題を抱えている人を支援するために、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートしたりする CSW 技術研修の調査・研究に取り組みます。</p>	

事業	② 保健・医療・福祉（介護を含む）の多職種連携の中で、個別問題解決プログラムを身につける研修を充実させます。
将来像	多様な職種・機関が個別問題解決プログラムを作る能力を身につけ、ケースカンファレンス能力が向上し、連携による課題解決の力量が向上しています。
関係部署	社会福祉課・高齢者福祉課・健康課
<p>■各課に配属されている専門職の専門性を高める研修等に積極的に参加できる職場づくりを目指します。</p> <p>■保健・福祉・介護の専門職間の連携を図る体制づくりを目指します。</p> <p>■多職種が連携して総合的な相談支援を行い、個別支援と地域支援を繋げられる専門性を身につけた人材の育成を目指します。</p>	

基本目標 5：包括的支援体制の整備・重層的支援体制整備事業実施へ向けた
準備と組織づくり

「重層的支援体制整備事業」とは

- 「重層的支援体制整備事業」は、2020（令和2）年6月に国会で成立し、翌年4月に施行された改正社会福祉法により法定化された事業です。
- その背景は、新しい福祉のビジョンとして2017（平成29）年から打ち出されていた「地域共生社会」の実現を進める「包括的な支援」をさらに具体化するというところにあります。
- 重層的支援体制整備事業には次の事業があります。
 - ① 包括的相談事業（社会福祉法第106条の4第2項第1号）
 - ・ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める
 - ・ 支援機関のネットワークで対応する
 - ・ 複雑化・複合化した課題は多機関協働に繋ぐ
 - ② 参加支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第2号）
 - ・ 社会との繋がりを作るための支援を行う
 - ・ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる
 - ・ 本人の定着支援と受け入れ先の支援を行う
 - ③ 地域づくり事業（社会福祉法第106条の4第2項第3号）
 - ・ 世代や属性を超えて交流できる場所を整備する
 - ・ 交流・参加、学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする
 - ・ 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
 - ④ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
(社会福祉法第106条の4第2項第4号)
 - ・ 支援が届いていない人に支援を届ける
 - ・ 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける
 - ・ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
 - ⑤ 多機関協働事業（社会福祉法第106条の4第2項第5号）
 - ・ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する
 - ・ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす
 - ・ 支援関係機関の役割分担を図る

（支援プランの作成（社会福祉法第106条の4第2項第6号）は、他機関協働事業と一体的に実施）

- これらの事業のうち、①～③の事業は一体的に実施することで相互作用が生じ支援の効果が高まります。また、一体的実施でセーフティネットの強化を図ることは、平時だけでなく、災害時の支援体制の充実にも繋がります。
- 「重層的支援体制整備事業」は、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援の取り組みを生かしつつ、市民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①～⑤の事業を一体的に実施するもので、財政的には既存制度からの財源を一括化し、関係機関の連携の下で実施するものであることから、社会福祉法第106条の5に基づいた「事業実施計画」を関係機関の共通認識を基として策定し、計画に基づいた事業実施、評価・検証、それによる計画見直しが行われています。
- 本市においても「地域共生社会」が実現した館山市を創出することを目指し、重層的支援体制整備事業に取り組んでいくとともに、本計画を含む館山市の各種福祉計画及びその基本理念等に、館山市独自の法的根拠を与えてしっかりと確立することが大切であり、そのための検討が求められています。
- また本市においては、国が示す「重層的支援体制整備事業」のうちその「実施計画」の策定は以下の「施策」(1)にあるように喫緊の課題ですが、個別の事業については以下のように地域福祉推進の観点からすでに取り組んでいるものもあり、これらの事業も含めて「実施計画」の中に体系化することが求められます。

分野	国の示す事業項目	市の取組状況
介護	一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）	○
	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	○
	生活支援体制整備事業	○
障害	相談支援事業（基幹相談支援センター棟機能強化事業＋住宅入居等支援事業）	○
	地域活動支援センター機能強化事業	×
子ども子育て	利用者支援事業（基本型）	○
	利用者支援事業（特定型）	○
	利用者支援事業（こども家庭センター型（仮称））	×
	地域子育て支援拠点事業	○
生活困窮	生活困窮者自立相談支援事業	○
	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	△
その他	多機関協働事業	△
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	△
	参加支援事業	△

○:実施済 △:一部実施 ×未実施

施 策

(1) 「重層的支援体制整備事業実施計画」策定の準備

事業	① 「重層的支援体制整備事業実施計画」の策定にむけて関係部署、関係団体との連携強化に努めます。
将来像	関係機関・組織・市民等と十分な議論を通して「整備事業実施計画」が策定・実施され、人材養成研修を受けた職員も数が増えてきて、「地域共生社会」の実現に一步一步近づいています。
関係部署	社会福祉課・高齢福祉課・こども課
<ul style="list-style-type: none"> ■関係部署、関係団体との情報共有体制をつくります。 ■重層的支援体制整備事業に向けての課題整理を行います。 	

(2) 重層的支援体制整備事業の一部先行実施

事業	① 「重層的支援体制整備事業」を構成する実施事業について、本「地域福祉計画」によりできるものについては順次着手していきます。
将来像	「重層的支援体制整備事業」を構成する実施事業について、「実施計画」が稼働する前から「地域福祉計画」の推進によって一部先行的に着手され、「重層的支援体制整備事業」に先立って成果が現れてきています。
関係部署	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ■地域福祉計画推進にあたり、重層的支援体制整備事業を視野に入れた展開に努めます。 	

(3) 「館山市福祉基本条例」（仮称）の制定の検討

事業	① 「館山市福祉基本条例」（仮称）の制定について検討します。
将来像	地域共生社会の実現を目指す市民・福祉団体・行政が、一層協働して地域福祉の推進に取り組めるよう「館山市福祉基本条例」（仮称）が制定されています。
関係部署	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ■市民福祉充実の館山市を条例により法的に位置付け、福祉自治体としての館山市の方向性を確立するための検討を行います。 	